

給料生活者が本法の規定に違反したときは、家族手當は一時的又は永久的停止となる。

萬一、紛議を生ずることがある場合には、社會救濟上の特別裁判所に於て之を審理し、重大なる事件は普通法の輕罪裁判所に之を訴へることが出来る。

同冊子は、祖國の統一、偉大竝に自由を確保するといふ、新國家の懇望を實現せんとした本法が、所期の目的を達成し得るやう、社會の凡ゆる勢力、即ち、雇傭主、労働者、同業組合、官公吏の協力を切望して筆を擱いて居る。

(1) ハンガリーに於ける家族手當

ハンガリーに於ては一九三八年十一月二十八日附を以つて家族手當制度に關する新しい法律が發布せられ、一九三九年一月一日より施行せられた。

一九三九年七月リエージュに開かれた第一回國際家族手當大會に提出されたハンガリー産業省顧問マガシャジ氏 B.de Magashazi の報告に依れば、

一、本法は平均二十人以上の労働者を使用する工業、礦業及商業の一切の

企業に適用される。現在の所は肉體労働者にのみ適用するも、政府は小企業及被傭者全般に適用する事に就て考究中である。

二、家族手當は十四歳迄の凡ての摘出、庶子及養子に給與せられる。家族手當を受けるには労働者は少くも月十五日又は四週間各週三日働くことを要する。

三、手當は月五ペント(一ペントは約六十錢)である。それは平均金庫より

支拂はれる。労働者の死んだ場合はその後六ヶ月、失業、事故、病氣等の場合は三ヶ月支給される。

四、經費は事務費は政府、他は會社店主の負擔である。其の負擔は毎月決定する。

五、家族手當のために八個の平均金庫及中央金庫がある。中央金庫は剩餘金を生じた金庫より徵收して不足を生じた金庫に補う全國的平均金庫である。

六、中央金庫は産業省の監督の下に委員長、副委員長及十八人の委員による委員會の管理に屬する。該委員は店主、労働者の代表者各三分の一、他の三分の一は労資何れにも屬せざる専門家とする。

七、一九三九年の第一四半期末現在、本法の適用を受くる子供の數は二十二萬五千、手當を受くる労働者十二萬五千、一ヶ年の經費は千四百萬ペントである。

特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口

岡崎文規

特殊婚姻率は、普通、ある年次の年齢別婚姻數とその年初の年齢別無配偶人口との比によつて求められる。そして婚姻統計に於て取扱はれる婚姻は、事實上の婚姻ではなくして、法律上の婚姻手續を完了したものに限られてゐるから、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口中には、事實上の婚姻者をも含ませることが妥當であると考へる。かかる事實上の婚姻者は、

將來、法律上の婚姻手續を完了することによつて、初めて婚姻統計上の婚姻者として取扱はることになるからである。

然るに我が國の配偶關係別人口は、大正七年以前と國勢調査以後とは、其の内容を異にしてゐる。即ち大正七年までの人口靜態調査に於ては、法律上の婚姻手續を完了してゐないで、事實上の夫婦關係にある未婚者又は死離別者を無配偶人口中に含ませてゐるに反して、大正九年以來の國勢調査に於ては、かかる事實上の夫婦關係にある者も有配偶者として取扱はれ、無配偶人口中には加へないことになつてゐるのである。故に同じ

第一表 大正八年及び大正十年の婚姻率

年齢階級	大正七年末無配偶人口		大正八年婚姻數		大正八年婚姻率		大正九年十月無配偶人口		大正十年婚姻數		大正十年婚姻率	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
〇—一九	一〇六,七八	六,九〇,三〇	—	—	—	—	一〇六,七八	七,〇〇,六五	一〇六,七八	一七	—	—
一〇—一四	二,九五,六九	二,八五,一六	—	—	—	—	二,九五,六九	二,六三,一〇	二,九五,六九	一七	—	—
一五—一九	三,七五,一九	二,四六,七三	一八,八四	一三,三〇,〇八	一八,八四	一三,三〇,〇八	三,七五,一九	三,三〇,七五	三,七五,一九	一七	一七	一七
二〇—一二四	三,〇一,四一九	二,〇一,四一九	一,二〇,七六五	一,〇三,〇六七	一,二〇,七六五	一,〇三,〇六七	三,〇一,四一九	二,〇一,四一九	三,〇一,四一九	一七	一七	一七
二五—一二九	一,〇〇,七五五	五,〇〇,七五五	一,〇〇,七五五	一,〇〇,七五五	一,〇〇,七五五	一,〇〇,七五五	一,〇〇,七五五	一,〇〇,七五五	一,〇〇,七五五	一七	一七	一七
三〇—一三四	五,〇〇,〇五五	五,〇〇,〇五五	七,九五	三,三,五七	七,九五	三,三,五七	五,〇〇,〇五五	四,〇〇,〇五五	五,〇〇,〇五五	一七	一七	一七
三五—一三九	四,三,六八	四,三,六八	五,〇〇,九〇九	三,〇〇,九〇九	五,〇〇,九〇九	三,〇〇,九〇九	四,三,六八	三,〇〇,九〇九	四,三,六八	一七	一七	一七
四〇—一四四	三,七五,三一	三,七五,三一	三,〇〇,一四四	一,九〇,一四四	三,〇〇,一四四	一,九〇,一四四	三,七五,三一	一,九〇,一四四	三,七五,三一	一七	一七	一七
四五—一四九	三,六八,三八	三,六八,三八	三,〇〇,一四九	一,九〇,一四九	三,〇〇,一四九	一,九〇,一四九	三,六八,三八	一,九〇,一四九	三,六八,三八	一七	一七	一七
五〇—一五四	二,九九,八九	二,九九,八九	二,〇〇,一五四	一,〇〇,一五四	二,〇〇,一五四	一,〇〇,一五四	二,九九,八九	一,〇〇,一五四	二,九九,八九	一七	一七	一七
五五—一五九	二,五〇,三一〇	二,〇〇,九〇九	三,八八五	一,一八,八五	三,八八五	一,一八,八五	二,五〇,三一〇	一,一八,八五	二,五〇,三一〇	一七	一七	一七
六〇—一六四	二,六五,一六	二,六五,一六	二,〇〇,一六四	一,一九,〇一	二,〇〇,一六四	一,一九,〇一	二,六五,一六	一,一九,〇一	二,六五,一六	一七	一七	一七
六五—一六九	二,五五,〇一〇	二,〇〇,九〇九	三,八八五	一,一九,〇一	三,八八五	一,一九,〇一	二,五五,〇一〇	一,一九,〇一	二,五五,〇一〇	一七	一七	一七
七〇以上	二,六九,六一	二,六九,六一	二,〇〇,一七〇	一,一九,〇一	二,〇〇,一七〇	一,一九,〇一	二,六九,六一	一,一九,〇一	二,六九,六一	一七	一七	一七
合 計	一九〇,七〇九	一八,四三,一七〇	四〇,一三六	三,一〇,一〇	三,一〇,一〇	一,一〇,一〇	一九〇,七〇九	一八,四三,一七〇	一九〇,七〇九	一七	一七	一七

特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口

無配偶人口と言つても、大正七年以前の人口靜態調査に於ける場合と國勢調査に於ける場合とでは、其の内容の異なつてゐることに注意しなければならない。

いま、大正七年末の年齢別無配偶人口を基礎にして、大正八年の特殊婚姻率を算定したものと、大正九年十月の年齢別無配偶人口を基礎にして、大正十年の特殊婚姻率を算定したものを比較対照すれば次の第一表の如くである。

右の第一表について見るに、大正八年の婚姻率に比較して、大正十年の婚姻率は、女子の十歳乃至十四歳を除けば、男女共に、いづれの年齢階級に於ても、著しく高くなつてゐる。即ち大正八年の婚姻率を基準にして、大正十年に於ける婚姻率激増の割合を見れば、其の合計に於て男子の婚姻率は二割一分、女子の婚姻率は二割の増加を示してゐる。更にこれを年齢階級別に示せば次の第二表の如くであつて、例へば男子に在つては二十歳乃至二十四歳の年齢階級より四十五歳乃至四十九歳の年齢階級に至るまでの一間、また女子に在つては二十五歳乃至二十九歳の年齢階級及び三十歳乃至三十四歳の年齢階級に於て常に二倍以上に達してゐるのである。

第二表 大正八年の婚姻率を基準とする大正十年の婚姻率の増加割合

年齢階級	男		女		年齢階級	男		女	
	〇—一九	一〇—一四	四五—四九	五〇—五四		一・一九	一・一九	一・一九	一・一九
一五—一九	一・一〇	一・一二	五五—五九	一・七八	一・七三	一・一一	一・一九	一・一九	一・一九
二〇—一四	一・三五	一・七九	六〇—六四	一・四一	一・一一	一・一九	一・一九	一・一九	一・一九
二五—一九	一・九四	二・三〇	六五—六九	一・四七	一・一九	一・一九	一・一九	一・一九	一・一九
三〇—一三四	二・四九	二・三一	七〇以上	一・五四	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇八
三五—三九	二・六五	一・八八	合 計	一・一二	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
四〇—四四	二・四三	一・五八							

大正十年の婚姻率は、大正八年の婚姻率に比較して、何故に斯くも高いのであるか。この原因として先づ第一に考へられるのは婚姻數の増加である。そして婚姻數を見るに、大正八年の婚姻數は四十八萬百三十六である。遂に婚姻數を算定の基礎としての無配偶人口の減少に歸する他はない。事實、第一表について見るに、大正七年の男子無配偶人口は千九百五萬五千七百五であるに對して、大正九年の男子無配偶人口は千六

二割二分に比較すれば著しく低いのである。更にこの婚姻數の増加割合を男女の年齢階級別に示せば左の第三表の如くであつて、男子に在つては、二十歳乃至二十四歳及び二十五歳乃至二十九歳の年齢階級に於て、また女子に在つては十五歳乃至十九歳及び二十歳乃至二十四歳の年齢階級に於て、それとも一割見當の増加を示してゐるが、其の他の年齢階級に於ては、この増加割合が却つてマイナスになつてゐる場合も少くない。婚姻數の増加してゐる年齢階級に於て、いづれもこの増加割合は婚姻率の増加割合に遙かに及ばない許りではなく、婚姻數の減少してゐる年齢階級に於ても、婚姻率は著しく増加してゐるのである。この事實に照合して考へれば、大正十年に於ける婚姻率の著しき上昇は、婚姻數の増加によつて説明し得るものではない。

第三表 大正八年の婚姻數を基準とする大正十年の婚姻數の増加割合

年齢階級	男		女		年齢階級	男		女	
	〇—一九	一〇—一四	四五—四九	五〇—五四		一・〇三三	一・〇三三	一・〇三三	一・〇三三
一五—一九	一・〇六七	一・〇九七	五五—五九	一・〇三六	一・〇三六	一・〇三六	一・〇三六	一・〇三六	一・〇三六
二〇—一四	一・一一七	一・一三三	六〇—六四	一・〇八九	一・〇八九	一・〇八九	一・〇八九	一・〇八九	一・〇八九
二五—一九	一・一三三	一・一五八	六五—六九	一・〇四二	一・〇四二	一・〇四二	一・〇四二	一・〇四二	一・〇四二
三〇—一三四	一・一三九	一・〇三九	七〇以上	一・〇四一	一・〇四一	一・〇四一	一・〇四一	一・〇四一	一・〇四一
三五—三九	一・〇九七〇	〇・九八〇	合 計	一・〇八一	一・〇八一	一・〇八一	一・〇八一	一・〇八一	一・〇八一
四〇—四四	〇・九五五	〇・九八							

に對して、大正十年の婚姻數は五十一萬九千二百十七であるから、八分一厘の増加に當つてゐる。しかしこの増加割合も婚姻率の増加割合二割或は

百八十九萬六千五百五十五であつて、その減少率は一割一分三厘に當つてゐる。また大正七年の女子無配偶人口は千八百四十六萬七千百九十であるに對して、大正九年の女子無配偶人口は千六百六十七萬六千六百五であつて、その減少率は八分九厘強に當つてゐる。更に大正七年の無配偶人口を基準にして、大正九年の無配偶人口の割合を男女年齢階級別に示せば、次の第四表の如くであつて、男女共に、零歳乃至九歳及び十歳乃至十四歳の年齢階級に於てのみ、大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口よりも増加してゐるのであつて、爾餘の年齢階級に在つては、之と反対に、大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口よりも減少してゐる。殊に男子に在つては三十歳乃至五十四歳の年齢階級に於て、また女子に在つては二十五歳乃至三十九歳の年齢階級に於て、大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口の半數以下の激減を示してゐる。

第四表 大正七年の無配偶人口を基準とする大正九年の無配偶人口の割合

年齢階級	男		女		年齢階級	男		女	
	年齢階級	男	年齢階級	男		年齢階級	男	年齢階級	男
〇—九	一・〇一六	一・〇二一	四五—四九	〇・四七〇	〇—九	一・〇一六	一・〇二一	四五—四九	〇・四七〇
一〇—一四	一・〇四五	一・〇四五	五〇—五四	〇・四八四	一〇—一四	一・〇四五	一・〇四五	五〇—五四	〇・四八四
一五一—一九	〇・九七三	〇・八九九	五五一—五九	〇・五九九	一五一—一九	〇・九七三	〇・八九九	五五一—五九	〇・五九九
二〇—二四	〇・八三九	〇・六三三	六〇—六四	〇・六三九	二〇—二四	〇・八三九	〇・六三三	六〇—六四	〇・六三九
二五一—二九	〇・五八五	〇・四六〇	六五一—六九	〇・七〇七	二五一—二九	〇・五八五	〇・四六〇	六五一—六九	〇・七〇七
三〇—三四	〇・四一四	〇・四三六	七〇以上	〇・六四四	三〇—三四	〇・四一四	〇・四三六	七〇以上	〇・六四四
三五一—三九	〇・三六六	〇・四七〇	合 計	〇・八八七	三五一—三九	〇・三六六	〇・四七〇	合 計	〇・九〇三
四〇—一四四	〇・三九二	〇・五八二			四〇—一四四	〇・三九二	〇・五八二		

大正七年の靜態人口と大正九年の靜態人口とでは、其の調査方法が全く異なつてゐる點を考慮に入れる必要があるが、大正七年の現住人口は五千

五百六十六萬二千九百であるに對して、大正九年の現在人口は五千五百九十六萬三千五十三であつて、三十萬餘の増加になつてゐる。そして僅か二年間に、配偶關係の構成は急激に變化するものは考へられないから、無配偶人口も、大正七年に比較して大正九年には幾分の増加を示すものと想像し得るのである。現に第四表に於て見られる如く、婚姻能力なき零歳乃至十四歳の年齢階級に於ては、男女共に大正九年の無配偶人口は大正七年の無配偶人口よりも稍々増加してゐるのである。こゝに於て、十五歳以上の年齢階級に於ける無配偶人口が、大正七年に比較して大正九年に大なる減少を示してゐるのは、大正七年の人口靜態調査の場合には、事實上の夫婦關係にある未婚者又は死離別者を無配偶人口中に數へたに反して、大正九年の國勢調査の場合には、之を有配偶人口中に數へたことによるものと言はなければならない。

そこで大正九年の有配偶人口中に、事實上の夫婦關係にある未婚者又は死離別者(これを假りに内縁關係者と呼ぶ)がどれほど含まれてゐるかを推計して見ようと思ふのである。この推計をなすに當つて、大正七年に於ける人口の配偶關係別構成と大正九年に於ける人口の配偶關係別構成とは完全に一致してゐないまでも、極めて近似的であることを前提要件とする。さうすれば大正七年に於ける總人口と有配偶數との比によつて有配偶率が求め得られるから、この有配偶率を大正九年の總人口に乘することによつて、大正九年の有配偶數が推計され、與へられてゐる有配偶數よりこの推計有配偶數を差引くことによつて、謂ゆる内縁關係數を推計することが出来るのである。

大正七年に於ける男女の年齢階級別有配偶率を示せば左の第五表の如くである。この第五表は本籍人口について有配偶率を算定したものであるこ

とを注意して置く。

第五表 大正七年に於ける男女の年齢階級別有配偶率

年齢階級	總人口		有配偶數	有配偶率
	男	女		
〇—九	一〇六七八六	六五三六〇	—	—
一〇—一四	二九五六八	三八四三六	九	0.0000
一五—一九	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
二〇—二四	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
二五—二九	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
三〇—三四	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
三五—三九	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
四五—四九	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
五〇—五四	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
五五—五九	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
六〇—六四	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000
六五—六九	二七七七九	三六三三一	一〇	0.0000

第六表 大正九年の推計内縁關係數

年齢階級	總人口		推計有配偶數	有配偶率
	男	女		
〇—九	一〇六七八六	六五三六〇	—	—
一〇—一四	二九五六八	三六三三一	一	—
一五—一九	二九五六八	三六三三一	一	—
二〇—二四	二九五六八	三六三三一	一	—
二五—二九	二九五六八	三六三三一	一	—
三〇—三四	二九五六八	三六三三一	一	—
三五—三九	二九五六八	三六三三一	一	—
四五—四九	二九五六八	三六三三一	一	—
五〇—五四	二九五六八	三六三三一	一	—
五五—五九	二九五六八	三六三三一	一	—
六〇—六四	二九五六八	三六三三一	一	—
六五—六九	二九五六八	三六三三一	一	—

次にこの有配偶率に基いて、大正九年の總人口から有配偶數を推計し、更に與へられたる有配偶數との差を求めて、内縁關係數を推計したもののが左の第六表である。

年齢階級	總人口		推計内縁關係數	有配偶數に對する割合
	男	女		
〇—九	一〇六七八六	六五三六〇	—	—
一〇—一四	二九五六八	三六三三一	一	—
一五—一九	二九五六八	三六三三一	一	—
二〇—二四	二九五六八	三六三三一	一	—
二五—二九	二九五六八	三六三三一	一	—
三〇—三四	二九五六八	三六三三一	一	—
三五—三九	二九五六八	三六三三一	一	—
四五—四九	二九五六八	三六三三一	一	—
五〇—五四	二九五六八	三六三三一	一	—
五五—五九	二九五六八	三六三三一	一	—
六〇—六四	二九五六八	三六三三一	一	—
六五—六九	二九五六八	三六三三一	一	—

るのである。例へば十歳乃至十四歳の年齢階級に於ては、男子の有配偶者は全部内縁關係にあるものであり、女子の有配偶者も九割六分は内縁關係であるものである。法律上の婚姻可能年齢にも達してゐない所の、かかる年少者は殆んど凡て内縁關係にあることは容易に想像し得られる。また十五歳乃至十九歳と言ふ若き年齢階級の有配偶者に於ても、男子に在つては其の六割八分強、女子に在つては五割七分が内縁關係者である。従つて特にかかる若き年齢階級に於ける婚姻率を算定する場合、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口について、内縁關係數を考慮に入れると否とによつて、其の結果は著しく異なるのである。この割合は年齢階級の進むに従つて次第に減少し、男子に在つては三十五歳乃至三十九歳の年齢階級に至つて、また女子に在つては三十歳乃至三十四歳の年齢階級に至つて、初めて平均の割合に接近し、一割七分乃至一割五分に低下してゐるのであ

右の第六表について見るに、大正九年の有配偶數中、内縁關係にありと推計される者は、男子に在つては二百六萬二千六百二十九、女子に在つては百九十九萬九千八百六十九であつて、有配偶數に對する推計内縁關係數の割合はそれべく一割七分六厘及び一割七分に當つてゐる。更にこの割合を年齢階級別に見るならば、男女共に若き年齢階級ほど高き率を示してゐる

率に比較して著しく高率になることは當然のことと言はなければならぬ。
の第七表の如くである。

第七表 大正九年の無配偶數及推計内縁關係數の合計を基礎とする大正十年の婚姻率

年齢階級	大正九年の無配偶數及内縁關係數	婚姻數		婚姻率	
		男	女	男	女
〇—四	一〇〇六〇六八	—	—	—	—
五一九	五八九七六	—	—	—	—
一〇一四	一〇一三一七	—	—	—	—
五一九	一〇〇六一四	—	—	—	—
一〇一四	一〇一三一七	—	—	—	—
一五一九	一〇〇六一四	—	—	—	—
一〇一四	一〇一三一七	—	—	—	—
一五一九	一〇〇六一四	—	—	—	—
三〇三四	一〇〇六一四	—	—	—	—
三五一九	一〇一三一七	—	—	—	—
四〇一四	一〇一三一七	—	—	—	—
四五一四九	一〇〇六一四	—	—	—	—
五〇一五四	一〇〇六一四	—	—	—	—
五五一五九	一〇〇六一四	—	—	—	—
六〇一六四	一〇〇六一四	—	—	—	—
六五一六九	一〇〇六一四	—	—	—	—

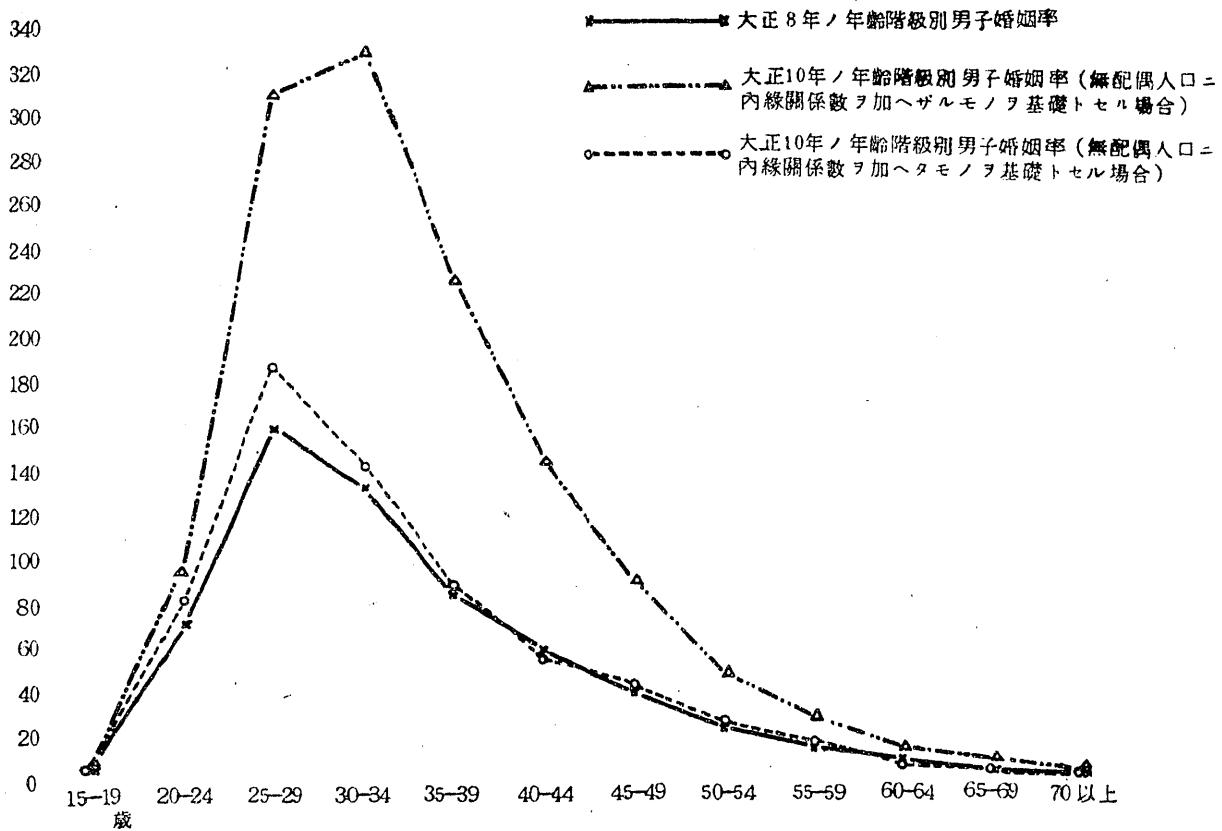
大正九年の配偶關係別人口に於ては、法律上（少くとも婚姻率算定上）無配偶者と看做さるべき筈の内縁關係者が、斯くも大なる割合に於て、有配偶者中に含まれてゐる限り、大正十年の婚姻率は、大正八年の婚姻

七〇以上	三五、五六	七〇、六九	六七	一〇三	一・三	0・四
合計	一八、九五、一八四	一八、五六、四六九	五九、三七	五九、三七	二・四	二・四

第一表の婚姻率と第七表の婚姻率とを對比して見るに、大正十年の婚姻率に於て、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口に内縁關係數を加へると加へざるによつて、極めて大なる差異が現はれてゐる。即ちこの無配偶人口に内縁關係數を加へたものと内縁關係數を加へると数を無配偶人口に加へずして算定せる婚姻率に比較すれば、男女共に、いづれの年齢階級に於ても、著しく低くなつてゐる。そして既に述べた如く、婚姻統計に於て取扱はれる婚姻は法律上の婚姻手續を完了せるもののみに限られてゐる以上、婚姻率算定の基礎としての人口は純粹の未婚者及び死離別者のみならず、内縁關係にある未婚者及び死離別者も之に加へることが妥當である。斯くすることによつて所要の婚姻率を算定することが出来るのみならず、大正八年以前の婚姻率との比較も可能となるのである。現に無配偶人口にこの内縁關係數を加へたものを基礎として算定せる大正十年の婚姻率を大正八年の婚姻率と對比すれば、男女共に、いづれの年齢階級に於ても、極めて近似的の値を示してゐるのである。大正十年の婚姻率が、大正八年の婚姻率に比較して、稍々高き傾向を示してゐるのは、既に述べた如く、大正十年の婚姻數が大正八年の婚姻數に比較して約十四萬の増加を示してゐることに原因してゐるであらう。右に述べた所を明瞭に看取出来るやうに、大正八年の年齢階級男子婚姻率及び大正十年の年齢階級別男子婚姻率（無配偶人口に内縁關係數を加へたものと加へざるものとを基礎として算定せる二種類の婚姻率）を圖示すれば、前圖の如くである。

大正九年の配偶關係別人口については、大正七年の有配偶率を基礎として内縁關係數を推計することが出来るし、大正七年と大正九年との二年間に於ては配偶關係の構成にさ程の變化もなからうと想像され得るから、かかる推計をなしても大した不都合は生じないであらうと考へられる。しかし大正七年から年次が遠ざかるに従つて、大正七年の有配偶率を基礎として内縁關係數を推計することは次第に危険となる。配偶關係の構成も長い期間に於ては次第に變化するものと考へられるからである。従つて大正七年の有配偶率を基礎として、昭和十年の配偶關係別人口の内縁關係數を推計しても、其の確實性をどの程度に信頼してよいかは頗る疑問である。

特殊婚姻率を算定するには、國勢調査の結果が示してゐる有配偶人口中にどれだけの内縁關係數が含まれてゐるかが明らかにされなければならぬ。今秋、實施せられる國勢調査に於ては、有配偶者について、婚姻届の有無を問はんとする計畫があるやに聞き及んでゐる。もしこの計畫が實現されるならば、特殊婚姻率の算定上極めて大なる便宜が與へられることとなるわけである。更に寵を得て蜀を望むの類であるが、有配偶者について、婚姻届の有無を問ふ以上、一步を進めて婚姻届なき有配偶者につき、夫婦關係發生時に於ける身分（純粹の未婚者なりしか、死離別者なりしか）を問ふこととすれば、特殊婚姻率を初婚者と再婚者とに分ちて算定することが出来るから、婚姻率算定上更に大なる便宜が與へられることとなる。從來の國勢調査の結果によれば、配偶關係別人口は有配偶者、未婚者及び死離別者に區分されて居り、今秋の國勢調査に於て、有配偶者が更に婚姻届のある者と婚姻届のなき者とに細分されるとしても、この婚姻届のなき有配偶者が夫婦關係發生時に純粹の未婚者なりや死離別者なりやが明らかでない以上、婚姻率算定の基礎としての人口を確定する場合、どれだけの



濱口梧陵の靈兒、多子家族救助

(濱口梧陵傳二七二一一七五頁)

(埋め草)

「明治二年八月彼が有田郡(紀州)民政局知事となるや、専ら地方民の開發と救濟とに従ひ、曩に藩より下されたる養老慈幼の教令を體し其の成績を擧げんが爲に自ら一法を設けて之を實施したるが如き即ちその一例なり。彼は先づ本藩に進達して曰く、

養老慈幼之御教令は理民の職掌別て謹遵罷在、御處置振追々奉伺候様可仕候得共、近來育子の道に於て頗る憾なきにあらず、甚敷は天地の和氣を傷害致候弊風無之共難申候得ば、雙子三子を産み候者へ穀を賜ひ、母を賜ふの意に依り、貧富に隨ひ聊の手宛遣し候はゞ厚生の誘導慈幼の一端と存候に付、別紙の通布告仕度御料簡相伺候事。

手宛振の儀無不自由身分の者へは、聊かの品物見縊ひ遣し貧民極窮の者へは、時切乃至扶持米等年月を定め遣候様時宜伺達の上取斗可仕事。

(別紙)

人の父母として子を慈むは尊卑の別なく、人倫道理に有之處、世道陵遲、人情險薄に相成、親に事へ子を養ふの道廢れ、近來雙子を産候者之を耻て隠し置き、甚敷者は靈兒にあらざる者もいふべからざる事有之趣、畢竟人種の貴ぶべき事を知らず、親子骨肉の愛情を打捨、只利に走り人道に缺候との耻づべきを耻ぢず、却て子孫増加の悦ぶべきを耻ぢ、甚如何の事に候。以來雙子を儲候者は、貴賤となく最寄役々へ届出可申、身分の貧富に隨ひ相當の祝儀手當等可遣候。且現在子を養ふ事七人以上に満ち候者、是又其の節に届出事。

十二月(明治二年)

部分を未婚者に、またどれだけの部分を死離別者に加へるべきかを決定し得ざるため、未婚者、死離別者及び婚姻届なき有配偶者の合計を無配偶人口とする外はない。婚姻率算定の基礎としての無配偶人口の種類が斯くの如きものである限り、初婚者と再婚者とに分けて特殊婚姻率を算定することを斷念しなければならないのである。私は前號の「婚姻表について」に於て初婚者の特殊婚姻率を算定したのであるが、無配偶人口の種類を厳密に吟味するならば、決して適當な處置でなかつたことを自ら知つてゐる。そして、婚姻率の研究に於て初婚者と再婚者とを別々に取扱ふことは極めて重要な意義を有つてゐると確信する故に、國勢調査に於て、有配偶者の婚姻届の有無を問ふと同時に、婚姻届なき有配偶者について、夫婦關係發生時に於ける身分別をも併せ問ふこととしたならば、婚姻率算定上大なる便宜が與へられるのみならず、婚姻の統計的研究上寄與する所も尠くないであらうと信ずるのである。(一九四〇・四・二九)

國勢調査間年次に於ける男女

年齢別人口の推計 (一)

館 稔
塙 田 嘉 彰

人口幾莫とか、二〇歳以上三五歳未満の人口幾莫とか、男女年齢の上から種々に區分した人口を知ることが必要である。又例へば、婚姻促進に関する政策を論ずるにしても、最近に於て、一八歳以上二〇歳未満及二〇歳以上二五歳未満の女子人口は夫々幾莫であるか、二十五歳以上三十歳未満の男子人口は幾莫であるとか等の數字が必要である。然るに國勢調査は簡易調査を含めて五年毎に行はれるのであるから、國勢調査間の年次に就いては上記の種々の人口構成は不明である。かくの如く、(イ)國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計は男女年齢別人口それ自體を知る爲に頗る重要な意義を持つてゐる。

例へば、妊娠年齢女子につき年齢別出生率を算定することは人口問題研究上極めて重要であるが、之を算定するには年齢別女子人口が必要である。内閣統計局が昭和一二年から人口動態統計の編成に改正を加へて母の年齢別出生數が採り得るやうになつたことは甚だ便利であると云はねばならぬ。然し昭和一二年は國勢調査の年ではないから、折角此の資料はあっても分母たる其の年の年齢別女子人口が分らなければ上記の特殊出生率の算定は不可能である。又例へば、人口問題の研究上、男女年齢別死亡率を算定することが重要なことは云ふ迄もないが、内閣統計局の人口動態統計によつて、毎年の男女年齢別死亡數は分つても、國勢調査の年以外は分母たる男女年齢別人口が分らないから、上記の特殊死亡率は容易に算定するを得ない。此等の場合に於ても國勢調査間年次に於ける男女年齢別推計人口の必要が痛感せられるのである。かくの如く、(ロ)それは、人口問題研究上必要な種々の基礎資料作成の手段として極めて重要な意義を持つてゐる。

例へば、勞務の需給を論ずる場合、最近に於て一三歳以上二〇歳未満の